

○ 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例

平成27年12月21日

条例第42号

改正 平成28年3月23日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、市長は当該各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、それぞれ当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

- (1) 別表の左欄に掲げる事務 同表の右欄に掲げる特定個人情

報

(2) 法別表第1の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの
規則で定める特定個人情報

(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務 同表の第4欄に掲げる
特定個人情報

2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例4・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、本市の機関が、本市の他の機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該本市の他の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第4号)

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第

1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項第 1 号）

（平 28 条例 4 ・ 追加）

事務	特定個人情報
子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの